

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	生活保護法による生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ひたちなか市は、生活保護法による生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

〈ひたちなか市におけるリスクに対する措置〉

- ・個人情報の入手については、本人の個人番号カードその他の身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。
- ・申請書類は、必要な情報のみを記載する様式とする。
- ・事務に係るシステムへの接続は、必要最小限の職員にのみ許可するため、端末及びID・パスワードによりアクセス制御している。
- ・サーバについてはID・パスワードによりアクセス制御しており、サーバを設置している部屋については入退室管理を行っている。
- ・適宜データのバックアップを行い、遠隔地保管を行っている。
- ・特定個人情報が記録されている機器の廃棄時には、確実にデータの復元が不可能となる手段で記憶媒体を物理的に破壊する。
- ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付けている。
- ・特定個人情報に係る文書は、ひたちなか市特定個人情報等取扱要綱及びひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするとともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。

評価実施機関名

ひたちなか市長

公表日

令和6年4月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護法による生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>ひたちなか市は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づき、保護に関する事務を行っている。</p> <p>これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 保護の実施に関する事務2 保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務3 職権による保護の開始又は変更に関する事務4 保護の停止又は廃止に関する事務5 資料の提供等の求めに関する事務6 法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務7 法第55条の5第1項に規定する進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務8 法第55条の8第1項に規定する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務9 法第63条に規定する保護に要する費用の返還に関する事務10 法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに規定する徴収金の徴収(法第78条の2第1項又は第2項に規定する徴収金の徴収を含む。)に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 94, 106, 108, 113, 116及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第53条, 第55条, 第58条, 第59条の2の2及び第59条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部福祉事務所生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部福祉事務所生活支援課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	ひたちなか市は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。))に基づき、保護に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 保護の実施に関する事務 2 保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 職権による保護の開始又は変更に関する事務 4 保護の停止又は廃止に関する事務 5 法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6 法第63条に規定する保護に要する費用の返還に関する事務 7 法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに規定する徴収金の徴収(法第78条の2第1項又は第2項に規定する徴収金の徴収を含む。))に関する事務	ひたちなか市は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。))に基づき、保護に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 保護の実施に関する事務 2 保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 職権による保護の開始又は変更に関する事務 4 保護の停止又は廃止に関する事務 5 資料の提供等の求めに関する事務 6 法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 法第63条に規定する保護に要する費用の返還に関する事務 8 法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに規定する徴収金の徴収(法第78条の2第1項又は第2項に規定する徴収金の徴収を含む。))に関する事務	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の9, 10, 14, 16, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条及び第53条	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の9, 10, 14, 16, 20, 24, 26, 27, 28, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 94, 104, 106, 108, 116及び119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2及び第59条の3	事後	
平成30年3月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年3月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	ひたちなか市は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。))に基づき、保護に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 保護の実施に関する事務 2 保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 職権による保護の開始又は変更に関する事務 4 保護の停止又は廃止に関する事務 5 資料の提供等の求めに関する事務 6 法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 法第63条に規定する保護に要する費用の返還に関する事務 8 法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに規定する徴収金の徴収(法第78条の2第1項又は第2項に規定する徴収金の徴収を含む。))に関する事務	ひたちなか市は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。))に基づき、保護に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 保護の実施に関する事務 2 保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 職権による保護の開始又は変更に関する事務 4 保護の停止又は廃止に関する事務 5 資料の提供等の求めに関する事務 6 法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 法第55条の5第1項に規定する進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 法第63条に規定する保護に要する費用の返還に関する事務 9 法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに規定する徴収金の徴収(法第78条の2第1項又は第2項に規定する徴収金の徴収を含む。))に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の9, 10, 14, 16, 20, 24, 26, 27, 28, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 94, 104, 106, 108, 116及び119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2及び第59条の3	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 94, 104, 106, 108, 116及び119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2及び第59条の3	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 94, 104, 106, 108, 116及び119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2及び第59条の3	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 94, 104, 106, 108, 116及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2及び第59条の4	事後	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 94, 104, 106, 108, 116及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2及び第59条の3	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 94, 106, 108, 116及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第53条, 第55条, 第59条の2の2及び第59条の3	事後	
令和3年3月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①福祉部福祉事務所社会福祉課 ②社会福祉課長	①福祉部福祉事務所生活支援課 ②生活支援課長	事後	
令和3年3月5日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	福祉部福祉事務所社会福祉課	福祉部福祉事務所生活支援課	事後	
令和3年3月5日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	表紙 特記事項	・個人情報の入手については、本人の個人番号カード、通知カード若しくは身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。 ・機器の廃棄時には、データ消去ソフトの使用又は物理的破壊を行っている。 ・入手した個人情報に係る文書は、ひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。	・個人情報の入手については、本人の個人番号カードその他の身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。 ・特定個人情報記録されている機器の廃棄時には、確実にデータの復元が不可能となる手段で記憶媒体を物理的に破壊する。 ・特定個人情報に係る文書は、ひたちなか市特定個人情報取扱要綱及びひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。	事後	
令和4年3月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	ひたちなか市は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づき、保護に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 保護の実施に関する事務 2 保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 職権による保護の開始又は変更に関する事務 4 保護の停止又は廃止に関する事務 5 資料の提供等の求めに関する事務 6 法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 法第55条の5第1項に規定する進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 法第63条に規定する保護に要する費用の返還に関する事務 9 法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに規定する徴収金の徴収(法第78条の2第1項又は第2項に規定する徴収金の徴収を含む。)に関する事務	ひたちなか市は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づき、保護に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 保護の実施に関する事務 2 保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 職権による保護の開始又は変更に関する事務 4 保護の停止又は廃止に関する事務 5 資料の提供等の求めに関する事務 6 法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 法第55条の5第1項に規定する進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 法第55条の8第1項に規定する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 9 法第63条に規定する保護に要する費用の返還に関する事務 10 法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに規定する徴収金の徴収(法第78条の2第1項又は第2項に規定する徴収金の	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 94, 106, 108, 116及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第53条, 第55条, 第59条の2の2及び第59条の3	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 94, 106, 108, 113, 116及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第53条, 第55条, 第58条, 第59条の2の2及び第59条の3	事後	
令和4年3月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部福祉事務所社会福祉課	保健福祉部福祉事務所生活支援課	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	福祉部福祉事務所社会福祉課	保健福祉部福祉事務所生活支援課	事後	
令和6年4月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	